

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号及び野田市公契約条例施行規則（平成21年野田市規則第45号。以下「規則」という。）第4条第1号アからエまでに規定する市長が公契約の種類ごとに定める平成30年度の1時間当たりの賃金等の最低額は、表1のとおりとする。

条例第6条第1項第2号及び規則第4条第1号オに規定する市長が適用労働者の職種ごとに定める平成30年度の1時間当たりの賃金等の最低額は、表2のとおりとする。

表1

公契約条例が適用される公契約の種類	最低額
施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	1,570円
施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	1,570円
施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	919円
施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	1,000円
施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）	1,150円

表 2

適用労働者の職種	最低額
事務員補助	919円
プラント保安要員	1,570円
中央操作員	1,570円
重機オペレータ	1,570円
計量業務員	919円
プラットホーム作業員	1,150円
手選別作業員	938円
手選別作業員（障がい者等）	最低賃金法に基づいて定められる千葉県地域別最低賃金額
清掃作業員	919円
除草作業員	919円
給食調理員	919円
給食配膳員	919円
給食配送員（運搬員）	1,031円
給食設備管理員	1,570円

野田市 総務部 管財課